

○燕市成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和3年3月31日

告示第121号

燕市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成18年燕市告示第53号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等(以下「要支援者」という。)の福祉の増進を図るため、当該要支援者に係る成年後見制度の利用に対する支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 この告示により行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定により市長が行う審判の請求(以下「市長審判請求」という。)
- (2) 成年後見等開始審判(民法(明治29年法律第89号)第7条の規定による後見開始の審判、同法第11条の規定による保佐開始の審判及び同法第15条第1項の規定による補助開始の審判をいう。)の申立てに必要な申立手数料、登記手数料、郵便切手代、診断書料、鑑定費用その他申立書に係る添付書類の取得費用(以下「申立てに要する費用」という。)の助成
- (3) 民法に規定する成年後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人(以下「成年後見人等」という。)の報酬に要する費用の助成

(市長審判請求の対象者)

第3条 市長審判請求の対象者は、原則として市内に住所を有する要支援者であって、次に掲げる事項を総合的に勘案して市長が適当と認めた者とする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び2親等内の親族(以下「親族等」という。)の存否及び

親族等による本人保護の可能性

(3) 本人又は親族等が本人に係る成年後見等開始審判の申立てを行う見込み

(4) 行政又は関係機関による対象者への支援策の効果

2 市長は、前項の規定にかかわらず、要支援者の3親等又は4親等の親族であって、成年後見等開始審判の申立てを行う者の存在が明らかである場合と認めるときは、市長審判請求を行わないものとする。

(市長審判請求費用の負担)

第4条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、市長審判請求に要する費用(以下「市長審判請求費用」という。)を負担する。

(市長審判請求費用の求償)

第5条 市長は、前条の規定により本市が負担した市長審判請求費用について、本人が負担すべきであると判断した場合は、当該費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定により、家庭裁判所に対し当該費用の求償に係る申立てを行う。

(申立てに要する費用の助成)

第6条 市長は、成年後見等開始審判の申立てに係る本人(以下「本人」という。)が市内に住所を有する者、介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設に入所している者(以下「住所地要件該当者」という。)であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申立てに要する費用を助成することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の受給者

(3) 資産、収入等の状況から、別表第1に掲げる全ての要件に該当する者

(4) その他助成金の交付を受けなければ後見制度の利用が困難であると市長が認める者

(成年後見人等に係る報酬費用の助成)

第7条 市長は、成年後見人等の選任を受けた者(以下「成年被後見人等」という。)が住所地要件該当者であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該成年被後見人等に成年後見人等の報酬に係る費用を助成するものとする。

(1) 生活保護法による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者

(3) 資産、収入等の状況から、別表第2に掲げる全ての要件に該当する者

(4) その他助成金の交付を受けなければ後見制度の利用が困難であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が配偶者又は4親等以内の親族となる場合には、助成金を交付しないものとする。

(助成金の額)

第8条 申立てに要する費用の助成金の額は、第2条第2号に規定する費用のうち市長が適当と認める額とする。

2 成年後見人等の報酬に係る助成金の額は、家庭裁判所における報酬付与の審判で決定された報酬額とする。ただし、成年被後見人等が在宅で生活している場合は月額2万8,000円を、別表第3に掲げる施設等に入所又は入院している場合は月額1万8,000円を上限とする。

3 後見人等報酬に係る助成の対象者について、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「後見監督人等」という。)が選任されている場合、前項に規定する助成上限額は、後見人等及び後見監督人等のそれぞれについて適用する。

(助成金の交付申請)

第9条 第6条及び第7条に規定するいずれかの助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、

当該各号に定める申請書に市長が必要と認める書類を添付して、第6条に規定する助成金については、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の決定等の通知があった日の翌日から起算して90日以内に、第7条に規定する助成金については、家庭裁判所から報酬付与の審判が決定された日の翌日から起算して90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、特別の事情があり、市長が認める場合においては、この限りでない。

- (1) 成年後見人等が申請する場合 成年後見制度利用支援事業助成金申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 成年被後見人等が死亡した場合であって当該成年被後見人等の成年後見人等であった者が申請する場合 成年後見制度利用支援事業助成金申請書兼請求書(特例用)(様式第2号)

2 前項の規定による助成金の交付申請は、同一の成年被後見人等について一の年度につき1回とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、2回を限度とする。

- (1) 成年被後見人等が死亡した場合
- (2) その他市長が必要と認める場合
(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、成年後見制度利用支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に決定内容を通知するとともに、交付を決定した場合にあっては、申請者に助成金を交付するものとする。

(変更の届出)

第11条 市長審判請求による法定後見開始の審判等を受けた要支援者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、成年後見制度利用支援事業変更届(様式第4号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 成年被後見人等の氏名又は住所に変更があった場合
- (2) 成年被後見人等が施設に入所し、又は施設から退所した場合
- (3) 成年後見人等に辞任、解任等の異動があった場合
- (4) 成年後見人等の氏名又は住所に変更があった場合

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があつたときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月18日告示第77号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

対象者要件	(1) 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員の市民税が課税されていないこと。 (2) 本人の年間収入額が1,500,000円以下であること。 (3) 本人の預貯金額が500,000円以下であること。 (4) 本人が居住する家屋及びその他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
-------	--

別表第2(第7条関係)

対象者要件	(1) 成年被後見人及び成年被後見人と生計を一にする世帯員全員の市民税が課税されていないこと。 (2) 成年被後見人の年間収入額から報酬の額を差し引いた額が1,500,000円以下であること。 (3) 成年被後見人の預貯金等から報酬の額を差し引いた額が500,000円以下であること。 (4) 成年被後見人が居住する家屋及びその他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
-------	--

別表第3(第8条関係)

根拠法令	施設等名称
生活保護法	保護施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設
老人福祉法	老人福祉施設
介護保険法	介護保険施設 特定施設
医療法(昭和23年法律第205号)	医療提供施設
前各項に掲げる法令に基づくもの以外	市長が認める施設

様式第1号（第9条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金申請書兼請求書

（宛先） 燕市長

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、受給資格認定にあたり、本人（審判の対象者）及び世帯員の資産の状況等を関係機関において調査・確認することに同意します。

（成年後見人等） 申請者	フリガナ		対象者との関係	（専門職の場合はその資格）
	氏名			
（成年被後見人等） 要支援者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		申立時の類型	後見・保佐・補助
住所	〒 - 電話番号 ()			
生活保護受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日～) <input type="checkbox"/> 無			
助成の種類及び申請額	<input type="checkbox"/> 審判費用助成申請額 円			
	<input type="checkbox"/> 成年後見人等報酬額 円（報酬付与の審判の決定額）			
振込先口座 要支援者 名義のもの	金融機関名		預金種別	口座番号
	銀行 金庫 組合		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
	フリガナ			
	口座の名義人			

注1 該当する□にレ印を記入してください。

注2 後見人等報酬に係る助成申請の場合は、裏面「入所、入院等の状況」欄も記入してください。

【添付書類】

- 登記事項証明書又は成年後見等開始審判に係る審判書の写し
- （申立費用） 成年後見等開始審判に要した費用の額が分かる書類の写し（領収書等）
- （報酬助成） 報酬付与の審判の決定通知書の写し
- 収入・資産等が分かる書類の写し（生活保護未受給者のみ）
- （例：家庭裁判所に提出した財産目録及び収支状況報告書の写し、預貯金通帳の写し等）
- 被保護証明書の写し（生活保護受給者のみ）
- 受給者証の写し（支援給付受給者のみ）

様式第2号（第9条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金申請書兼請求書（特例用）

（宛先）燕市長

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて申請します。

（成年後見人等であった申請者）	フリガナ		対象者との関係	（専門職の場合はその資格）
	氏名			
（本来の助成対象者であった成年被後見人等）	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		死亡日	年 月 日
	住所	〒 - 電話番号 ()		
	死亡時の住所	〒 -		
本来の対象者の死亡時点での生活保護受給の有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日～) <input type="checkbox"/> 無			
助成申請額	成年後見人等報酬 円（報酬付与の審判の決定額） （審判の対象期間 年 月 日 から 年 月 日）			
振込先口座申請者本人名義のもの	金融機関名	預金種別	口座番号	
	銀行 金庫 組合	店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
	フリガナ			
	口座の名義人			

注1 該当する□にレ印を記入してください。

注2 裏面「入所、入院等の状況」欄も記入してください。

【添付書類】

- 登記事項証明書又は成年後見等開始審判に係る審判書の写し
- 報酬付与の審判の決定通知書の写し
- 収入・資産等が分かる書類の写し（生活保護未受給者のみ）
（例：家庭裁判所に提出した財産目録及び収支状況報告書の写し、預貯金通帳の写し等）
- 被保護証明書の写し（生活保護受給者のみ）
- 受給者証の写し（支援給付受給者のみ）

様式第3号(第10条関係)

燕 第 号
年 月 日

様

燕市長

成年後見制度利用支援事業助成金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金について、
次のとおり決定しましたので通知します。

申請者氏名	
代理人氏名	
成年被後見人等	
助成の種類	審判請求費用 ・ 後見人等報酬
決定内容	全部支給 ・ 一部支給 ・ 不支給
支給金額	円
不支給・減額の理由	
備考	

(問い合わせ先) 燕市

住 所

電話番号

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 燕市長

届出者 住所

氏名(※)

(対象者との関係)

成年後見制度利用支援事業変更届

次のとおり変更が生じたので届け出ます。

対象者 (成年被後見人等)	住 所	
	氏 名	
成年後見人等	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ <input type="checkbox"/> その他(下記に記入してください) (住 所) (氏 名)	
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		
変更年月日	年 月 日	

※署名による場合は、押印を省略することができます。

様式第1号(第9条関係)

様式第2号(第9条関係)

様式第3号(第10条関係)

様式第4号(第11条関係)